

令和 5 年 11 月 10 日

事業主様
担当者様

大阪紙商健康保険組合

「年収の壁・支援強化パッケージ」における被扶養者認定の取扱いについて

標記につきまして、国の施策である「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定されたことに伴い、厚生労働省より、健康保険における被扶養者認定の取扱いが示されましたので、概要を下記のとおりお知らせします。

なお、「年収の壁・支援強化パッケージ」の詳細については、厚生労働省 HP をご覧ください。

記

○対象者

パート・アルバイト等の短時間就労者であって、人手不足による労働時間延長等により、一時的に、被扶養者の年収基準額(130 万円(60 歳以上または障害年金受給者は 180 万円))以上となる方です。

※フリーランス・自営業者は対象外

※一時的ではなく、昇給や契約変更等により、恒常的に収入が増加する場合は対象外

○手続き

対象者は、異動届(新たな扶養認定または被扶養者調書)に「被扶養者の確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」(以下、証明書)を添付してください。

※証明書は、厚生労働省 HP 内「年収の壁・支援強化パッケージ」のページから印刷可能

○その他

この取扱いは、令和 5 年 10 月 20 日以降を認定開始とする扶養認定から有効であり、連続 2 回(最長 2 年)を上限とします。

以上